

- スwitching支援システム（以下、SWシステム）を通じた低圧FIT電源の異動申込（スイッチング開始と再点）時点において、発電BGを指定すること（例えば、FIT特例①の発電BG or FIT特例②の発電BGの指定）ができない状況。
- 現段階での仕様変更は難しく、低圧FIT電源の受付け運開時点においては、SWシステムを通じた低圧FIT電源の異動業務において、下記の方法により、小売電気事業者に発電BGを指定いただくこととしたい。（具体的な方法については、今後検討）

- i 小売電気事業者が、SWシステムを通じて低圧FIT電源の異動申込（スイッチング開始と再点）を行うにあたって、一般送配電事業者との発電量調整供給契約書を締結する時点で、予め、発電BGを指定していただく。
- ii 小売電気事業者が、iによりの予め指定した発電BGと異なるBGの指定を希望する場合は、一般送配電事業者に、別途申し出をいただき、一般送配電事業者にて登録。

【イメージ：予め指定したBGが特例①BGの場合】

